

人事委員会 訓令番号	人事委員会訓令名	公布年月日
人事委員会訓令 第 1 号	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決 規程の一部を改正する訓令	令和4年4月19日

さいたま市人事委員会訓令第1号

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程を一部改正する訓令

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（平成14年さいたま市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務局長の専決事項) 第3条 事務局長が専決することができる事項は、次に掲げるもののほか、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）に規定する局長及び部長の共通専決事項の例による。ただし、重要又は異例であると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。 (1)～(9) [略] <u>(10) 採用試験、採用選考及び転職試験の最終合格者を除く合格者の決定に関すること。</u> <u>(11)～(19)</u> [略]	(事務局長の専決事項) 第3条 事務局長が専決することができる事項は、次に掲げるもののほか、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）に規定する局長及び部長の共通専決事項の例による。ただし、重要又は異例であると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。 (1)～(9) [略] (10)～(18) [略]

附 則

この訓令は、令和4年4月19日から施行する。